

令和7年

第11回本巢市教育委員会会議録

(令和7年10月24日)

本巢市教育委員会

第 1 1 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 本庁舎 3階 大会議室
会 議 令和7年10月24日 金曜日 午後1時30分
出 席 者 教育長 川治 秀輝
教育委員 小澤 明年
教育委員 黒田 隆吉
教育委員 松浦 尚美
教育委員 藤木 節子

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	教育委員会事務局長 兼教育総務課長
	薄田 茂樹	参事兼学校教育課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	登尾 裕美	幼児教育課主幹
	小林 恵美	教育総務課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	翠 巖	学校給食センター所長
	中野 徳和	社会教育課課長補佐
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

議 題

- 議第41号 議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市公民館条例の一部を改正する条例について）
- 議第42号 本巢市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議第43号 本巢市民文化ホール運営協議会委員の委嘱について
- 議第44号 しんせい ほんの森運営協議会委員の委嘱について
- 議第45号 令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

その他

- (1) 次回教育委員会開催期日について
- (2) 教育委員学校訪問について
- (3) 令和7年度岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会開催について

開会 午後1時30分

川治教育長 : 開会を宣告した。
川治教育長 : あいさつ、報告の中で、①市ホープ防災リーダーズ東北研修事業報告会について②10月24日付岐阜新聞の素描（子どもの世界をつなぐ幼小架け橋プログラムについて）について話しをした。

川治教育長 : 各課からの報告を求めた。
薄田課長 : 資料に基づき説明した。
脇田課長 : 資料に基づき説明した。
野原課長 : 資料に基づき説明した。

川治教育長 : 議第41号「議会提出議案に係る意見聴取について（本巣市公民館条例の一部を改正する条例について）」を議題とし、事務局に説明を求めた。

廣瀬課長補佐 : 糸貫公民館の機能を担ってきた糸貫老人福祉センターは、施設の老朽化に加え、建築基準法及び消防法に基づく安全基準にも課題があることから、市民が安心して利用でき、地域の交流促進にもつながる糸貫ぬくもりの里へ公民館機能を移転することに伴い、設置場所の住所を変更するため、この条例を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものである。

黒田委員 : 公民館に図書室があるが、あれも移転するのか。

野原課長 : 一緒に移転します。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第42号「本巣市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

翠所長 : 本巣市学校給食センター条例施行規則第5条の規定により委嘱することについて、教育委員会の承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第43号「本巢市民文化ホール運営協議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
中野課長補佐 : 本巢市民文化ホール条例第14条の規定に基づき委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第44号「しんせい ほんの森運営協議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
廣瀬課長補佐 : 本巢市図書館条例第9条の規定により委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第45号「令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
吉田課長補佐 : 本巢市就学援助費支給要綱第3条及び第4条の規定により、要保護及び準要保護児童生徒の認定について教育委員会の認定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 日程5「その他」について説明を求めた。
小林総括補佐 : (1) 次回の教育委員会開催日について諮り、11月28日(金)学校給食センターに決定した。
(2) 教育委員学校訪問について、資料に基づき説明をした。

(3) 令和7年度岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会開催
について、資料に基づき説明をした。

小林総括補佐：以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後2時15分